

上三川町人事行政の運営の状況

住民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表するものです。

採用(令和6年4月1日)及び退職(令和5年度中)の状況

	採用者数			退職者数					
	新規採用	暫定再任用 勤務職員	暫定再任用 短時間勤務 職員	定年退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	13人	0人	0人	0人	8人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人

職員数の状況(令和6年4月1日現在)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
職員数 ※()内数字は対前年度増減数	213人(-2)	210人(-3)	214人(+4)

※暫定再任用短時間勤務職員は、職員数に含まれておりません。

人件費の状況(令和5年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (R6年3月末現在)	歳出総額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
30,936人	13,470,694千円	712,607千円	1,762,233千円	13.1%	14.3%

職員給与費の状況(令和6年度一般会計予算)

職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)	前年度の 1人当たり給与費
	給 料	職 員 手 当	期 末 勤 勉	計 (B)		
193人	689,636千円	105,684千円	276,681千円	1,072,001千円	5,554千円	5,495千円

職員の平均給料月額及び平均年齢状況(令和6年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	294,701円	38.9歳	221,560円	60.4歳

主な職員手当の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	内 容			
	区 分	期末手当(月分)	勤勉手当(月分)	計(月分)
期末勤勉手当	6月期	1.2	1.0	2.2
	12月期	1.25	1.05	2.3
	計	2.45	2.05	4.5
扶養手当	配偶者:6,500円 扶養親族(配偶者を除く):1人当り6,500円(満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子:1人当り10,000円)			
住居手当	借家の場合:28,000円を限度に支給(家賃16,000円以下は支給なし)			
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る 交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用した場合:距離に応じ2,000円~31,600円を支給			
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (課長:54,300円 主幹:38,900円 課長補佐・所長:34,600円)			
時間外手当	令和5年度 (一般会計)	支給総額		44,175,730円
		職員1人当りの支給月額		19,686円

特別職の報酬等の状況(令和5年度)

区 分	町 長	副 町 長	議 長	副 議 長	議 員
報酬等月額	780,000円	620,000円	365,000円	295,000円	270,000円
期末手当	3.40月分				

勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	土曜日及び日曜日

休暇等

区分	内容
年次有給休暇	一年度ごとに20日とし、20日を超えない範囲内で残日数を繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇:6日 分べん休暇:出産予定日の6週間前の日から出産の日まで及び出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡:配偶者及び父母=7日 子=5日 祖父母=3日 その他=1日
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内
育児休業	子が3歳に達する日までの期間

年次有給休暇の状況(令和5年度、町長部局の一般職員)

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
5,627日	2,100日	152人	13.8日

農業用廃プラスチック等回収(分別収集)を実施します

▶日 時=11月5日(火)・6日(水)午前8時30分～午後3時
※正午～午後1時までの時間帯の持ち込みはご遠慮ください。

▼内容

5日(火)	①農業用ポリエチレン(スーパーソーラー・ベジタロン・クリンテート・トーカンエース・ユーラックなど) ②グリーン・黒マルチ、灌水チューブ ③肥料袋(織った肥料袋とは別に結束する) ④ブルーシート(金属部は必ず取り除く) ⑤不織布(パオパオ・ラブシート・パスライトなど) ⑥防ひょう・防鳥ネット・寒冷紗 ⑦農薬空きボトル・空き袋 ※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。
6日(水)	⑧農業用ビニール(クリーンエース・キリナイン・ノンキリー・ハイヒット・モヤレス・キリサラバなど) ⑨育苗箱・あぜ波シート(育苗箱は10枚を目安にばらけないようにポリエチレン素材のヒモ等で結束する) ⑩廃パイプ・塩ビパイプ(約2mの長さに束ねる) ⑪マイカ線 ⑫土壤消毒用空き缶等(よく洗浄して乾燥し、においが無いものに限る)

※種類ごとに回収を実施します。必ず①～⑫にそれぞれ分別のうづつ折りにし、同質材のヒモではずれないように2か所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は、回収することができません。廃プラスチック等に金属等(針金など)がついている場合は必ず取り除いてください。

▶場所=JAうつのみや上三川野菜集荷所(上蒲生378番地)

▶処理負担金=50円/kg

100円未満は切り捨て。回収時に現金支払いになります。

▶その他=委任状が必要になりますので、必ず印かんをお持ちください。

廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。

▶問い合わせ先=JAうつのみや上三川野菜集荷所 ☎0285(56)6688

農政課 農産園芸係 ☎0285(56)9138